

高岡市立国吉義務教育学校 学校だより

令和5年度 第7号

発行日: 11月27日

人権について考える

校 長 久保村 裕

「人権」とは、人が人として、社会の中で、自由に考え、自由に行動し、幸福に暮らせる権利のことで、 すべての人が生まれながらにもっている権利のことです。

「基本的な人権」とは、日本国憲法の3つの基本原理である「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」のうちの1つであり、人が生まれながらにもっていて、誰からも侵されない権利のことです。日本国憲法第11条には、「基本的人権」を「侵すことのできない永久の権利」として国民に与えられると宣言しています。

人権は、「基本的人権の尊重」として、憲法でも保障されていることから、私たちの社会や学校の中でも 日頃から意識して生活していくことはとても大切です。

11月20日(月)、5、6年生が「人権教室」に参加し、いじめの問題についてみんなで考えました。「人権教室」とは、高岡人権擁護委員協議会と高岡市役所市民生活課の主催で、市内の小学校で実施されている出前教室です。

最初に人権啓発DVD「いじめと戦おう!~私たちにできること~」を視聴し、その後、DVDの内容を参考にしながら、児童と人権擁護委員の方と一緒にいじめについて考えていきました。

DVDの内容は、6年生のある教室で、最初はバイキン扱いしてのふざけから、次第に無視、教科書への落書き、ばい菌ごっこといじめがエスカレートしていく様子が描かれています。そのいじめの被害者、加害者、傍観者のそれぞれの立場を理解し考えながら、どのようにしていじめの構図をくずしていけるかを視聴者に考えさせる内容でした。児童たちは、「どのようしたらいじめを止めることができるのか」「自分は加害者や被害者にどのような行動ができるのか」DVDの内容を参考にしながら、真剣に考えていました。

「いじめをみかけたら、絶対に傍観者にならない」「困ったときは、誰かに相談する」「加害者を暴走させないための作戦をたてる」「被害者になるべく声をかけて寄り添ってあげる」「勇気をもって行動すること」等、いろいろな意見が児童から出され、みんなでいじめについて考える貴重な時間になりました。

いじめは、「人権」の立場から、人間として絶対に許されないことです。からかいやふざけであっても、それが次第にいじめにエスカレートしていくことがあります。いじめの問題が深刻化する前に、教室や部活動、学童保育等で、児童生徒のみなさんが、これはいじめではないかという状況を見たり聞いたりしたら、先生や保護者等、第三者にすぐに相談してください。早期発見、早期対応が大きな問題にならないことにつながります。

私たち教職員一同は、児童生徒のみなさんにとって、学校が「今日が楽しく明日が待たれる楽しい学校」になるように、いじめのない学校を目指していきたいと考えています。そのために、みなさんと授業や様々な教育活動を通して、思いやりの心、感謝の心、命を大切する心についても、一緒に考え、その心を育んでいきたいと思います。

